東京 2020 大会に向けた
第２回ストックヤード実証実験 Q&A

Ｑ１　土日及び年末年始もストックヤードは利用可能ですか？【募集要項　第２－２】

Ａ１　土日及び年末年始（12 月 28 日から１月７日までの間）も含めて期間中は 24 時間利用することは可能です。

Ｑ２　土日及び年末年始も運用ルールは適用されますか？【募集要項　第２－７】

Ａ２　運用ルールが適用されるのは平日のみとなります。土日及び年末年始（12 月 28 日から１月７日までの間）は運用ルールの対象外となります。

Ｑ３　なぜ運用ルールの判定時間が 15 時なのですか？【募集要項　第２－７】

Ａ３　従来のＴＳＹ（東京港ストックヤード）の運用ルールと同様に、宵積み貨物引取のピークタイム（午後２時から午後４時３０分）を避けた実入りコンテナの搬出を促進・搬出時間の平準化を図ることで、東京港の混雑緩和を目指します。

Ｑ４　なぜストックヤードの搬出時間が 18 時から翌８時なのですか？【募集要項　第２－７】

Ａ４　東京 2020 大会開催時は、臨海部の主要道路などで大会関係車両と港湾関係車両との輻輳による交通混雑が発生することが懸念されています。

18 時から翌８時までの夜間・早朝は都内交通混雑の影響や自動車総台数が比較的少なくなる時間帯であることから、18 時以降に東京港から荷主等への貨物配送を促進させるため、18 時から翌８時をストックヤードからの搬出時間として設定しています。

なお、第１回の実証実験時に「近郊の荷主・倉庫の場合は朝６時であると早く着きすぎてしまう」といった意見があったことから、朝８時までの搬出に緩和いたしました。

Ｑ５　15 時駐車、18 時から翌８時までの搬出などの運用ルールを守れなかった時の罰則はありますか？【募集要項　第２－７】

Ａ５　実証実験であるため、運用ルールを守れなかった場合でも罰則はありません。

ただし、実証実験の効果を検証するために 15 時駐車、18 時～翌８時の搬出などの運用ルール順守にご協力をお願いします。

また、守れなかった場合は後日アンケートなどで理由をお伺いさせていただきます。

なお、運用ルールの違反が多発しているなど、明らかに実証実験の協力の意思がないと認められた場合は利用を取り消す場合があります。

Ｑ６　実証試験期間のＴＳＹ（東京港ストックヤード）の運用はどうなりますか？【募集要項　第２－７】

Ａ６　本実証実験実施期間中は、ＴＳＹの受付は停止いたします。

Ｑ７　募集要項の利用イメージで日中の時間帯として「８時～15 時」と記載がありますが、ターミナルやバンプールのオープン時間が「８時～15 時」になるということでしょうか？【募集要項　第２－８】

Ａ７　記載の時間はターミナルやバンプールのオープン時間ではありません。「８時～15 時」は、ストックヤードを利用する際の日中の利用イメージになります。

Ｑ８　共同での利用申込みは可能ですか？例えば日中のショートはＡ社、夜間から早朝にかけてのロングをＢ社が分担する場合のように２社で連携して輸送する場合の申込はどうすればよいですか？【募集要項　第３】

Ａ８　利用区画の責任を明確化するため、代表事業者を１社決定の上申込みください。

なお、連携事業者は、「参加事業者申込書」の２枚目に共同利用者の欄がありますので、そちらに事業者名・担当者名などを記載してください。

また、連携事業者にＴＳＹ使用者未登録事業者がいる場合は、代表企業がＴＳＹ使用者未登録事業者の「運輸局発行の一般貨物自動車運送事業の許可書（写し）」を取りまとめの上、提出してください。

Ｑ９　ＴＳＹ使用者登録済事業者（又は城南島ストックヤード実証実験参加者）ですが、「運輸局発行の一般貨物自動車運送事業の許可書（写し）」は提出しなくても大丈夫ですか？【募集要項　第４－２】

Ａ９　ＴＳＹ使用者登録済事業者又は城南島ストックヤード実証実験参加事業者に関しては、既にＴＳＹ使用者登録又は城南島ストックヤード実証実験参加時に「運輸局発行の一般貨物自動車運送事業の許可書（写し）」を提出していただいているので、再度の提出は不要です。同様に当選後の「法人登記簿謄本」も不要です。

ＴＳＹ使用者未登録事業者のみ「運輸局発行の一般貨物自動車運送事業の許可書（写し）」をご提出ください。

Q10　選定方法で「申込区画数が設定枠数を超過した場合は１事業者あたりの区画数の制限をする」と記載がありますが、複数区画を申し込んでいる場合、１区画しか割り当てられないことはありますか？【募集要項　第４－３】

A10　多くの事業者に使用していただきたいため、申込多数の場合は１区画しか割り当てられないことはあります。